

平成28年(ネ)第2704号 放送受信料請求控訴事件

直送済み

控訴人 宮内 正巖

被控訴人 日本放送協会

準備書面(3)

平成29年3月13日

大阪高等裁判所 第2民事部 御中

被控訴人訴訟代理人

弁護士 平 山 浩一郎



同 大 澤 武 史



同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



同 秀 桜 子



第1 はじめに

控訴人は、原判決を不服として控訴を提起しつつ、その控訴理由としては、「内容においても違法不当な判決であり、控訴人としては、到底承服できない」（控訴状3頁）としつつ、同時に、「本格的な主張立証は、新訴で展開する」（同頁）、あるいは、「本件において、仮執行宣言付判決の内容の当否を被告（控訴人）は争わず」（控訴人「準備書面1」2頁）などと述べ、原審での主張（同時履行の抗弁及び不安の抗弁の主張等）を当審においても維持するのかどうかについて、必ずしも趣旨が明確ではなかったことから、この点について、被控訴人が釈明を求めたところ（被控訴人「準備書面（2）」2頁）、平成29年2月14日の口頭弁論期日において、控訴人代理人より口頭にて、原審での主張は維持する旨の答弁があった。

よって、現時点では、控訴人は、原審で主張した限度において原審の主張立証を維持しつつ、弁済の抗弁を付加的に主張するという立場であることが明確となっている（第1回口頭弁論調書2頁11行目以下参照）。そこで、これを前提に、控訴人の主張に対する被控訴人の反論を以下に述べる。

第2 同時履行の抗弁及び不安の抗弁に対する反論

1 控訴人の主張

控訴人は、被控訴人は「放送番組編集の準則を遵守することが求められている」（法4条1項各号）ことから、被控訴人が「法4条1項各号を遵守した放送番組を放送すること」は当然に、放送受信契約の内容になっているとし、それを前提に、控訴人は、不完全履行の抗弁や同時履行の抗弁（不安の抗弁）を有し、これらにより放送受信料の支払いを免れ、あるいは正当に一時停止（又は留保）できると主張する（原審答弁書「第3」「3」）。

2 被控訴人の反論

しかしながら、放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事

業者がどのような内容の放送をするかという、放送番組編集の自由は、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由（憲法21条）の保障の下にあることを当然の前提としたものであるから、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解すべきである。

この規定の法的性質については最高裁判所調査官解説でも、「この規定の性質及び憲法適合性をめぐっては議論のあるところであるが、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる」（甲6・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度379頁注10）と指摘されているところである。

そして、かかる倫理的義務と放送受信料支払義務とを直接関係づけて、放送受信契約締結義務に基づいて締結される放送受信契約の効力に消長を来すものとする規定は放送法にも放送受信規約にもない。

したがって、被控訴人が倫理的義務を負うことと、放送受信契約締結義務に基づき被控訴人との間で放送受信契約を締結した者が負う放送受信料支払義務との間には、なんら関係はなく、牽連性も対価性も認められないというべきである。

この点、同一の論点が争点となつた受信料債務不存在確認訴訟に関する東京地方裁判所平成2年12月21日民事第25部判決・LEX/DB25400722は、「しかし、右の放送法3条の2（現行放送法4条：被控訴人代理人註。以下同じ。）所定の放送番組編集に関する規定は放送事業者に対する倫理的義務を課したものと解される。そして右規定と同法32条所定の放送受信契約に関する規定とを直接関係させて、放送受信契約の効力等について定めた規定は存在しない。そうすると、被告が放送事業者として放送番組の編集に当たり、政治的、宗教的に公平であるべき倫理的義務を負うことと、同法32条（現行放送法64条：被控訴人代理人註。以下同じ。）の規定に基づく受信機を設置した者の受信料支払義務の存在との間には何ら直接的な関わりはないといわなければならぬ。被告の右倫理的義務遵守が受信機を設置した者に対する同法32条適用の前提条件であると解すべき特段の根拠はない。」（甲7の2頁「第三」10行目以下。なお、下線は被控訴人代理人らが付

した。)と明確に判断している。

3 原判決の判示について

この点について原判決は、「放送法4条1項に定める放送内容に関する義務は、原告が個々の契約者との関係において放送受信契約に基づき負担する義務ではなく、放送に際して一般的抽象的に負担する義務であるというべきであり、上記義務は、被告が負担する放送受信料支払義務と牽連関係にないものと解するのが相当である」(原判決6頁)と判示しており、被控訴人の主張をそのまま認めたものである。

なお、原判決は、放送法4条1項の義務について、「一般的抽象的に負担する義務」との表現を用いており、これは、前掲調査官解説および東京地裁平成2年12月21日判決のいう「倫理的義務」と同趣旨と解するが、端的に「倫理的義務」と表現することが妥当と解する。

4 情報公開義務について

控訴人は、被控訴人が自ら設けている情報公開制度に基づく情報公開義務が、受信契約者の受信料支払義務と牽連関係にあり、抗弁事由になるとも主張する(原審答弁書(第3)「6」)。

しかし、原判決が「放送受信契約(規約)の内容をみても、原告の情報開示義務が放送受信契約者の受信料支払義務と牽連性を有するものとみるべき根拠は何ら見出せず、原告の情報開示義務と放送受信契約者の受信料支払義務との間に牽連関係を認めることはできない」(原判決6頁)と端的に判示するとおり、控訴人の主張には何ら根拠がないことが明白である。

5 小括

以上の通り、控訴人の主張する同時履行の抗弁及び不安の抗弁はいずれも失当である。

第3 放送法が予定する支払拒絶権を根拠とする抗弁に対する反論

控訴人は、同時履行の抗弁ないし不安の抗弁とは別に、そのような抗弁が成立しない場合であっても、「そこで、NHKが放送法4条1項及び同法81条1項に明確に反する放送を行い、かつそれが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が不可能な事態に陥った場合は、契約者が支払を一時留保して、これを遵守される方法として、受信料の支払いを拒絶することは正当なものとして許されると解すべきであり、放送法上予定されているというべきである」（原審被告準備書面1の9頁）と主張する。しかし、何ら法的根拠がなく失当である。

この点、原判決も端的に「法的根拠を欠き失当である」と判示するとおりである。

第4 弁済の抗弁に対する反論

1 控訴人の主張

控訴人は、控訴審においては同時履行の抗弁等について新たな主張を追加せず、自ら弁済の抗弁を主張しているのだから、弁済の抗弁が認められるべきであると主張する。しかし、控訴人のなした弁済は、仮執行宣言の付された債務についての弁済であることに変わりは無く、弁済の抗弁が認められる余地は無いから、控訴人の主張は失当である。以下、詳述する。

2 最高裁の示す判断基準とその射程

民事訴訟法260条2項（旧民訴法198条2項）の弁済に該当するか否かの判断基準について、最高裁昭和47年6月15日判決・民集26巻5号1000頁は、次のとおり判示する。

「被告が、仮執行宣言付判決に対して上訴を提起し、その判決によつて履行を命じられた債務の存否を争いながら、同判決で命じられた債務につきその弁済としてした給付は、それが全くの任意弁済であると認めうる特別の事情のないかぎり、同

法一九八条二項にいう「仮執行ノ宣言ニ基キ被告カ給付シタルモノ」にあたると解するのが相当である。けだし、仮執行宣言付判決を受けた被告が、一方で、同判決によつて履行を命じられた債務の存否を上訴審で争いながら、他方で、みずから右債務の存否を争う実益を失わせるような任意弁済をすることは、特別の事情のないかぎり、ありえないはずであり、このことは、その仮執行によつて強制的に取りあげられた場合や仮執行に際し執行官に促されて弁済した場合にとどまらず、仮執行宣言付判決を受けたのちに被告が弁済をした場合一般についていふことだからである。」

かかる判示部分は、「被告」との表記からも明らかだとおり、事例判断を行つた部分ではなく、民事訴訟法260条2項（旧民訴法198条2項）の弁済に該当するか否かの一般的な判断基準を示した部分であり、あらゆる事案に適用される規範そのものである。従つて、本件における控訴人の弁済が、民事訴訟法260条2項の弁済に該当するか否かについても、当然この規範によつて判断される。

この点控訴人は、本件が、同判決の射程外であると主張するが、本件における控訴人による受信料債務の弁済は、正に、「被告が、仮執行宣言付判決に対して上訴を提起し、その判決によつて履行を命じられた債務の存否を争いながら、同判決で命じられた債務につきその弁済としてした給付」に該当するから、同判決の規範が適用されることとは明らかである。

3 控訴人は債務の存否について争っている

控訴人は、本審においても、同時履行の抗弁や不安の抗弁の主張を維持し、受信料債務の存在そのものを争つている。仮に、本審において、控訴人の同時履行の抗弁が認められ、被控訴人の債権が存在しないとする判決が確定すれば、控訴人は、控訴人に対して一旦支払った受信料を不当利得として返還するよう求めることが可能なのであるから、正に控訴人は、仮執行を免れるために条件付きの暫定的な弁済をする意思しか有していないとみるほかない。

上記最高裁昭和47年6月15日判決のいう「全くの任意弁済であると認めうる特別の事情がある」場合とは、結局、控訴審において債務の存在を一切争わず、原審で主張していた債務の存否に関する否認や抗弁を全て放棄し、原審の判断を肯定する旨を明確にしたような場合に限られるというべきである。

なお、控訴人は、民事訴訟法260条2項の申立てはしていないとも主張するが、上記のとおり、不当利得返還請求が可能である以上、何ら本件の判断に影響する事情ではない。

4 別訴の提起について

控訴人は、「既に被控訴人を被告として本件と共に通する争点での新しい裁判（放送法遵守義務確認等請求事件）を奈良地裁に提起し、同裁判所で係属中である（奈良地裁平成28年（ワ）第380号）」（控訴状3頁）と述べているので、この点についても述べる。

まず、控訴人による別訴（奈良地裁平成28年（ワ）第380号）の提起は、控訴人の弁済の法的性質を判断する上での判断材料とはならない。結局、重要なのは、控訴審において、判決によって履行を命じられた債務の存否について争っているのかどうかという点につきるのであり、別訴を提起しようがしまいが、本審において債務の存否について争うのであれば何ら違ひは生じないからである。

逆に、別訴においては、本件の存在は重要な意味を有する可能性がある。控訴人自身の主張によれば、別訴は、「本件と共に通する争点」に関するものであるとのことであるが、当事者と審判対象が同一な訴訟の提起は、民訴142条により却下理由となるからである（なお付言すれば、既に一審判決が出ている以上、控訴人が本件控訴を取り下げたとしても、控訴人の別訴の提起が民訴142条に違反する可能性がある状況に変化は無いものと考える。）。

5 小括

以上のとおり、控訴人が控訴期間中になした弁済は、「仮執行の宣言に基づき被告が給付したもの」（民訴法260条2項）にあたり、控訴審は、この弁済について斟酌することなく請求の当否を判断すべきであるから、控訴人の弁済の抗弁は認められない。

第5 結語

よって、控訴人の主張はいずれも失当であり、被控訴人の請求が認められるべきであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上